

27. 科学研究所を文部省科学研究費交付研究機関として指定
することについて

〔諮問〕

文大研第46号

昭和27年1月19日

日本学術会議研究費委員会

委員長 尾高朝雄 殿

文部省大学学術局長

稲田清助

科学研究所を文部省科学研究費交付研究機関と
して指定することについて (諮問)

別紙「写」のとおり科学研究所より、同研究所に所属する研究者が、本省科学研究費交付金の交付を受けることのできるように、文部大臣により指定されたい旨の要望がありました。

ついでには同研究所が科学研究費交付金等取扱規程（昭和24年9月3日文部省令第32号、改正昭和25年文部省令第31号）第2条第7項にいう研究機関として、文部大臣の指定を受ける適格を有するか否かについて、貴委員会の御意見をうかがいたく存じます。

「写」

文部省科学研究費交付指定研究機関申請書

文部省科学研究費交付指定研究機関として株式会社科学研究所を御指定下され度く御願申し上げます。

本研究所は形式に於ては株式会社の形態をとって居りますが其の設立前後の事情を申述べますと、当研究所の前身である財団法人理化学研究所は太平洋戦争の終結に伴い連合軍総司令部より特殊会社の性格をもっているから解散するよう示唆されたのであります。然しながら総司令部に於ても財団法人理化学研究所が我が国唯一にして最高の総合研究所であり、科学の振興、ひいては我が国経済の

再建の為必要欠くべからざるものである事を確認された結果株式会社組織によりその研究を続けるよう指示されたのであります。かくして此の方針を実行する為当時の政府は法律案を国会に提出、昭和22年11月法律第131号「財団法人理化学研究所に関する措置に関する法律」が制定公布せられ、当研究所即ち株式会社科学研究所が設立されたのであります。

かくの如く当研究所は形態は株式会社であります但し通常株式会社とは甚だその性格を異にしてをり法律案議決に際して衆議院に於ては事業収益を以て貴重な国家的利益の為必要な研究費を賄い得ない場合には政府は其の研究補助金の支出は勿論、資材、金融其他の便宜をも図るべきである等の附帯決議を附して可決されたのであります。

又当研究所の目的は附帯決議にもある如くあくまでも自然科学の研究真理の探究にありまして企業経営の運用に際して、その目的を没却する様なことは断じてないのであり、応用研究は勿論基礎研究にも一層の努力を尽しているのであります。

上述の如く当研究所の研究活動の実質は財団法人理化学研究所と同一であります。従ってこの大きな研究部門をして研究を遺憾なく遂行させる為の研究費の支出には困難を感ずる事が多いのであります。

以上の点を御考慮の上、今回文部省科学研究費交付研究機関として御指定を賜はり以て科学及び産業の興隆の為更に努力を致したいと思ひ関係法令及び科学研究所概要一部添附の上申請致します。

昭和26年12月 日

株式会社科学研究所
取締役社長 阪谷 希 一

文部大臣 天野 貞祐 殿

科学研究費交付金等取扱規程（抜萃）

〔 昭和 2 4 年文部省令第 3 2 号
一部改正昭和 2 5 年文部省令第 3 1 号 〕

この省令の趣旨

第 1 條 科学研究費交付金・科学研究助成補助金および科学試験研究費補助金の取扱については、この省令の定めるところによる。

（定 義）

第 2 條 この省令の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。

- (1) 「科学研究」とは、わが国の科学をその根本から振興させるために行う重要な基礎的研究（以下「第 1 種科学研究」という。） およびわが国の科学の発達に寄与する研究（以下「第 2 種科学研究」という。）をいう。
- (2) 「試験研究」とは、わが国経済の再建、国民生活の安定等当面する緊急諸問題の解決に資するため共同して行う応用的研究をいう。
- (3) 「科学研究費交付金」（以下「科学研究費」という。）とは、第 1 種科学研究を行わせるために国庫から支出する交付金をいう。
- (4) 「科学研究助成補助金」（以下「科学研究助成費」という。）とは、第 2 種科学研究を助成するために国庫から支出する補助金をいう。
- (5) 「科学試験研究費補助金」（以下「試験研究費」という。）とは、試験研究を促進するために国庫から支出する補助金をいう。
- (6) 「総合研究」とは、研究機関に研究者として所属する 2 人以上の者が第 1 種科学研究に関する同一の研究課題について共同して組織的に行う研究であって、文部大臣が適当と認めたものをいう。
- (7) 「研究機関」とは、大学（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 9 8 條第 1 項の従前の規定による大学、専門学校およ

び教員養成諸学校を含む。) 国立学校設置法 (昭和 24 年法律第 150 号) 第 10 條に掲げる国立の各種学校、文部省設置法 (昭和 24 年法律第 146 号) 第 13 條に掲げる研究機関、文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) 第 20 條に掲げる国立博物館および研究所ならびに文部大臣の指定する法人である研究機関または法人に附設された研究機関をいう。

2. この省令で単に「研究費」という場合には、科学研究費、科学研究助成費および試験研究費を総括していう。

「研究費を交付すべき対象」

第 3 條 研究費の交付を受ける資格者は左に掲げる者とする。

- (1) 科学研究費にあつては、第 1 種科学研究に従事する者が研究者として所属する研究機関または総合研究の代表者
- (2) 科学研究助成費にあつては、研究者としていずれの研究機関にも所属しない第 2 種科学研究に従事する研究者
- (3) 試験研究にあつては、試験研究に主任として従事する研究者
(以下「主任研究者」という。)

科学研究費交付金等取扱規程 (昭和 24 年文部省令第 32 号) 第 2 條第 1 項第 7 号の規定により文部大臣から指定された研究機関 (昭和 25 年文部省告示 80 号)

財団法人	応用科学研究所
〃	応用菌学研究所
〃	大倉山文化科学研究所
〃	大阪結核研究所

財団法人 大原農業研究所
" 化学療法研究会 化学療法研究所
" 青山科学研究所
" 医薬資源研究所
" 乙卯研究所
" 癌研究会 癌研究所
" 計数研究所
" 言語文化研究所
" 建設技術研究所
" 語学教育研究所
" 国民經濟研究協會
" 小林理学研究所
" 佐々木研究所
" 資源科学諸学会連盟 資源科学研究所
" 西欧学芸研究所
" 政治經濟研究所
" 世界經濟調查会
" 木原生物学研究所
" 工業材料研究所
" 災害科学研究所
" 塩見理化学研究所
" 軸受研究所
" 生活科学研究所
" 電氣磁気材料研究所
" 電子科学研究所
" 名古屋産業科学研究所
" 服部植物研究所
" 阪大微生物病研究会
" 輻射科学研究会
" 物理探鉱研究所

財団法人	防災研究所
”	有機合成化学研究所
”	石炭総合研究所
”	大日本ゴム研究所
	電磁応用研究所
	東洋文庫
	豊田理化学研究所
	長尾研究所
	日仏会館
	日本学校衛生会 学校衛生研究所
	日本色彩研究所
	日本農業研究所
	日本民族学協会
	額田医学生理学研究所
	野口研究所
	野間教育研究所
	肥料研究所
	三菱経済研究所
	民族学研究所
	薬理研究会研究所
	山階鳥類研究所
	労働医学心理学研究所
	黎明会徳川生物学研究所
	黎明会徳川林政史研究所
恩賜財団	母子愛育会 愛育研究所
財団法人	北里研究所
	中国研究所
	中日文化研究所

〔答申〕

学発第90号

昭和27年2月27日

文部省大学学術局長

稲田清助殿

日本学術会議研究費委員会委員長

尾高朝雄

科学研究所を文部省科学研究費交付金研究

機関として指定することについて（答申）

さきに諮問を受けた標記のことについて、本委員会は、下記のとおり答申します。

記

科学研究所は、その歴史・陣容及び基礎研究の面で成果を上げつつある現状に鑑み、かつ法律によって研究を目的とする法人として設立されているという特殊事情を考慮して、特に文部省の科学研究費交付金の交付対象に指定することを適当と認める。

但し

- (1) 指定期間は、一応3年とし、期間終了後更に指定を継続してよいかどうかを再検討すること。
- (2) 科学研究の交付を受けた研究者は、科学研究費の性格及び目的から逸脱することがないように責任をもって研究の実施に当ること。

の2点を科学研究所の責任者に対して申入れられたい。